

岩手県での 災害廃棄物処理について

岩手県環境生活部廃棄物特別対策室
(三重県廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課) 春日井忍

東日本大震災津波の概要

- 発生日時:平成23年3月11日 14時46分頃
- 震源:三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度)
- 規模:マグニチュード9.0
- 岩手県の最大震度:6弱(大船渡市、釜石市、一関市など)
- 津波:3月11日14時49分 大津波警報発表



<被害の概要> 被災地の現状



宮古市役所付近 (H23.3.11)

大槌町
【被災直後】



東日本大震災津波の被害状況

○阪神・淡路大震災と東日本大震災の比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生日時	1995年1月17日	2011年3月11日
地震規模	マグニチュード7.3	マグニチュード9.0
甚大な被害の地域	兵庫県	岩手県、宮城県、福島県
死者/行方不明者 ※	6,434人/3人	15,883人/2,667人 (4,672人/1,146人)
住宅被害※ 全・半壊のみ	249,180棟	398,711棟 (24,928棟)
特徴	・都市型	・広域型 ・複合災害 (地震、津波、原発事故)

※ ()内:岩手県の被害状況。平成25年6月30日現在。

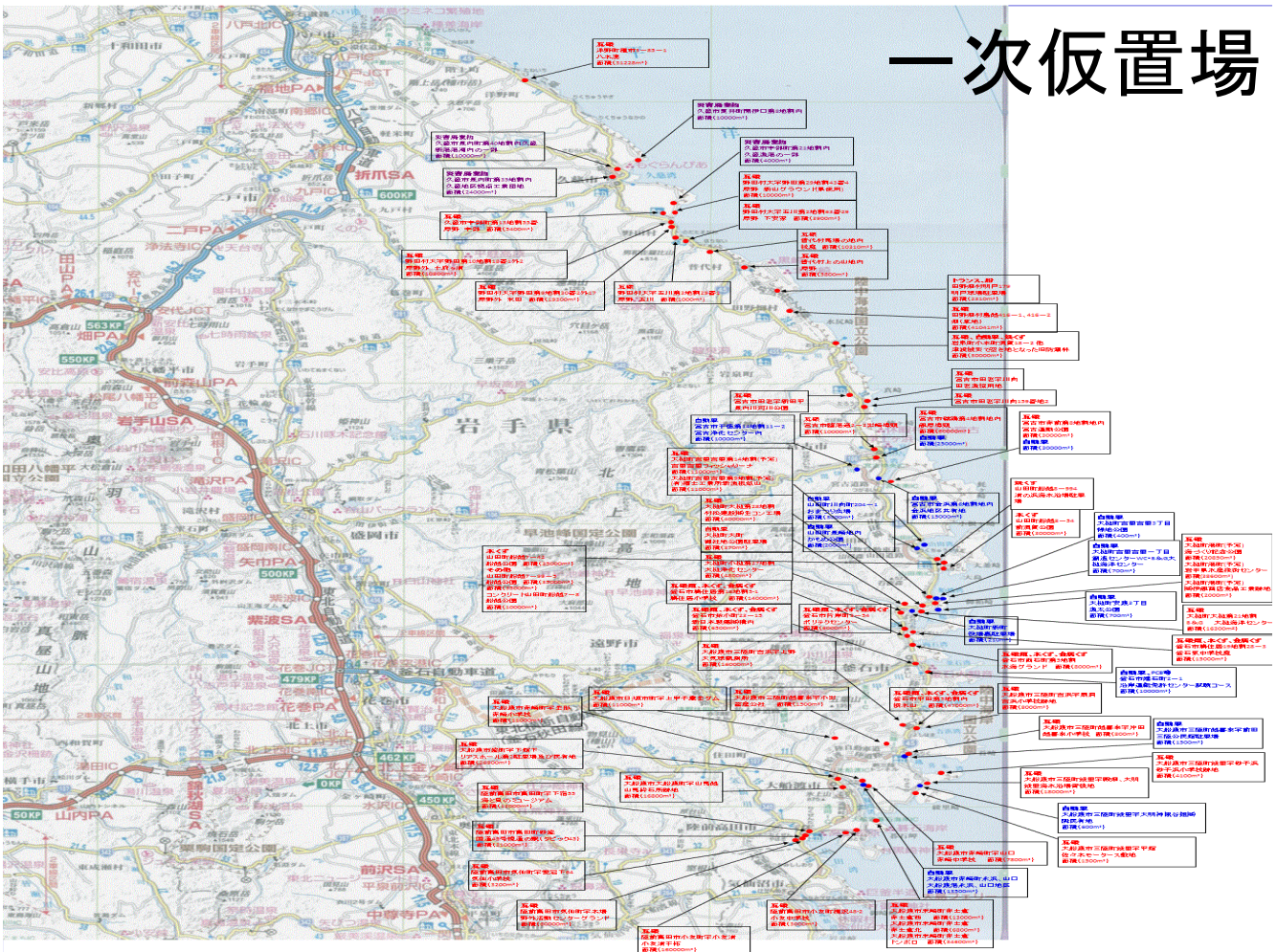
東日本大震災津波の被害状況

広範囲にわたる津波被害

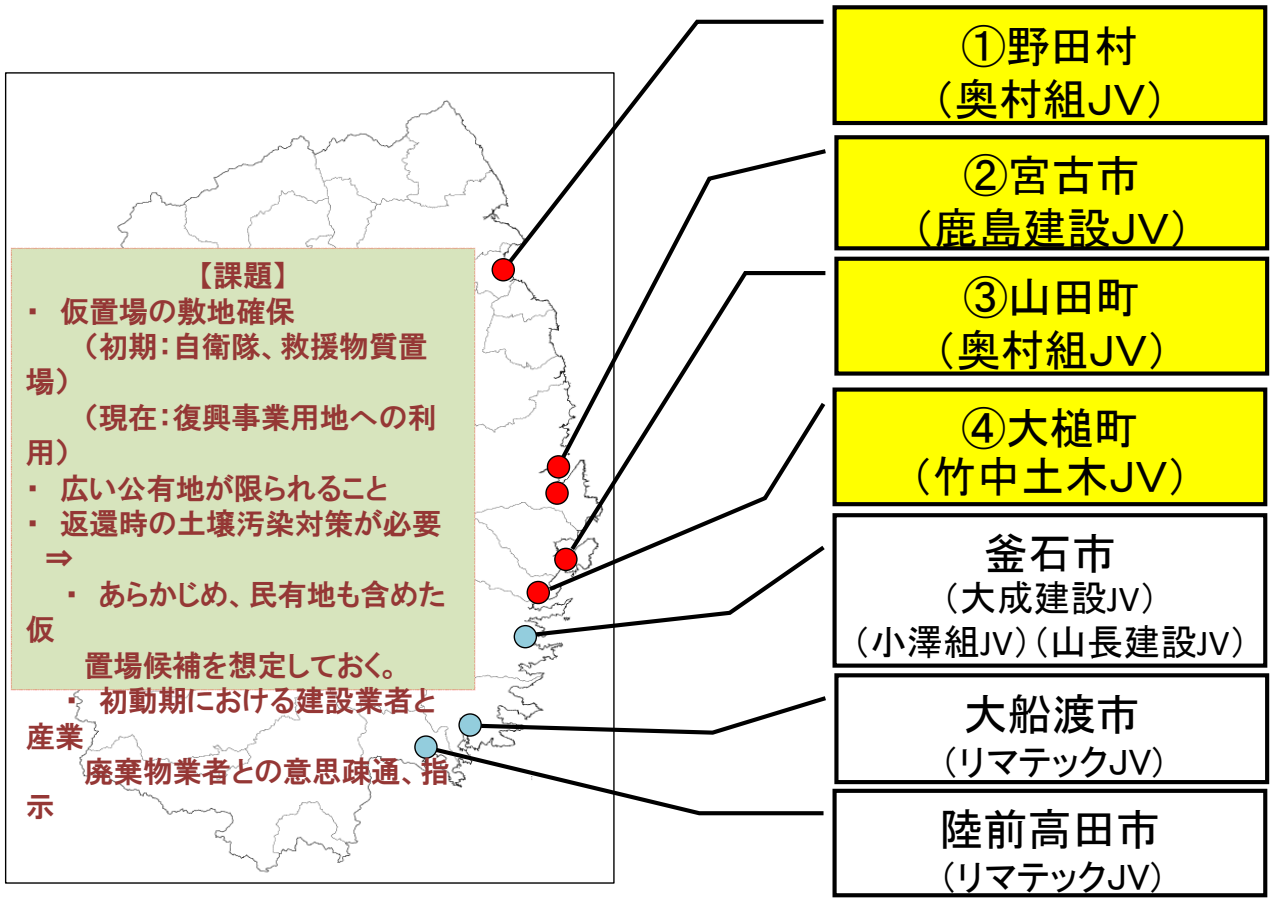


※海岸線延長は、水産庁公表資料「都道府県別海岸線延長」に基づき記載

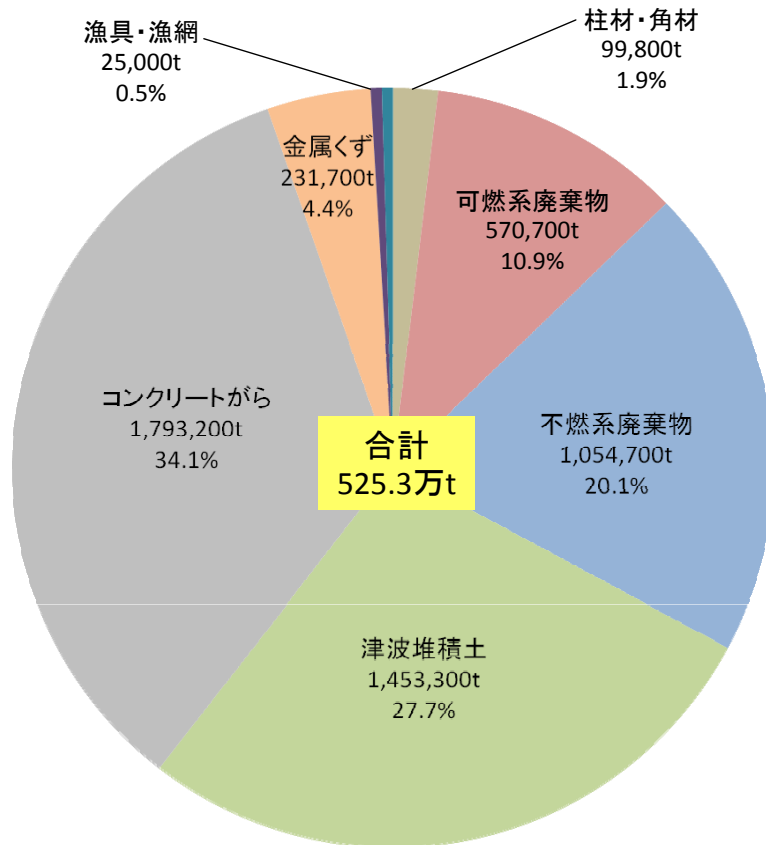
一次仮置場



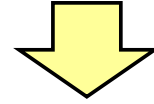
二次仮置場の場所



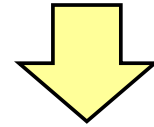
災害廃棄物の推計量



県内一般廃棄物約
12年分に相当する量
(H22:45万t)



沿岸市町村の一般
廃棄物約58年分に
相当する量(H22:9万t)



陸前高田市の一般
廃棄物約287年分に
相当する量(H22:6千t)



可燃系混合物

不燃系混合物



津波堆積物



柱材・角材



漁具・漁網



処理困難物

・ 浸水区域の有害物質使用場所の把握、早期処理



薬品系(塩化カリウム)



水銀試薬



廃油、危険物



PCB電気機器

岩手県災害廃棄物処理詳細計画

詳細計画の特徴

【経験を活かすためには】

① リサイクルを重視した処理フロー

岩手県のトヨタカイゼン方式導入(生産性の向上)

② 太平洋セメント(株)大船渡工場を災害廃棄物の処理拠点

処理先の分散化が必要ではなかったかの検証

③ 仮設焼却炉の設置(宮古市、釜石市)

市町村焼却炉(通常のごみ)との役割分担

④ 広域処理の推進(県内、県外)

災害廃棄物推計量の精査

生活環境保全上の支障

- 数か所の仮置場で火災が発生
- 夏には悪臭や害虫等が発生



水産関連施設の被災に伴う腐敗物の処理(海洋投棄)

- 仮埋設した場所の跡地利用
⇒ 掘り返して処理
- プラ包装による分解抑制、使用薬剤の分解性



宮古地区仮設焼却炉

- ・ 仮設焼却炉の使い方
⇒ 通常の焼却炉とは異なる運用

処理量: 95トン／日
平成24年3月9日から稼働



釜石地区仮設焼却炉（旧釜石市清掃工場）



太平洋セメント(株)大船渡工場 5号キルン

- ・ 除塩施設の重要性
⇒ セメント製品への影響
農地への還元
廃棄物の除去



太平洋セメント(株)大船渡工場 除塩施設

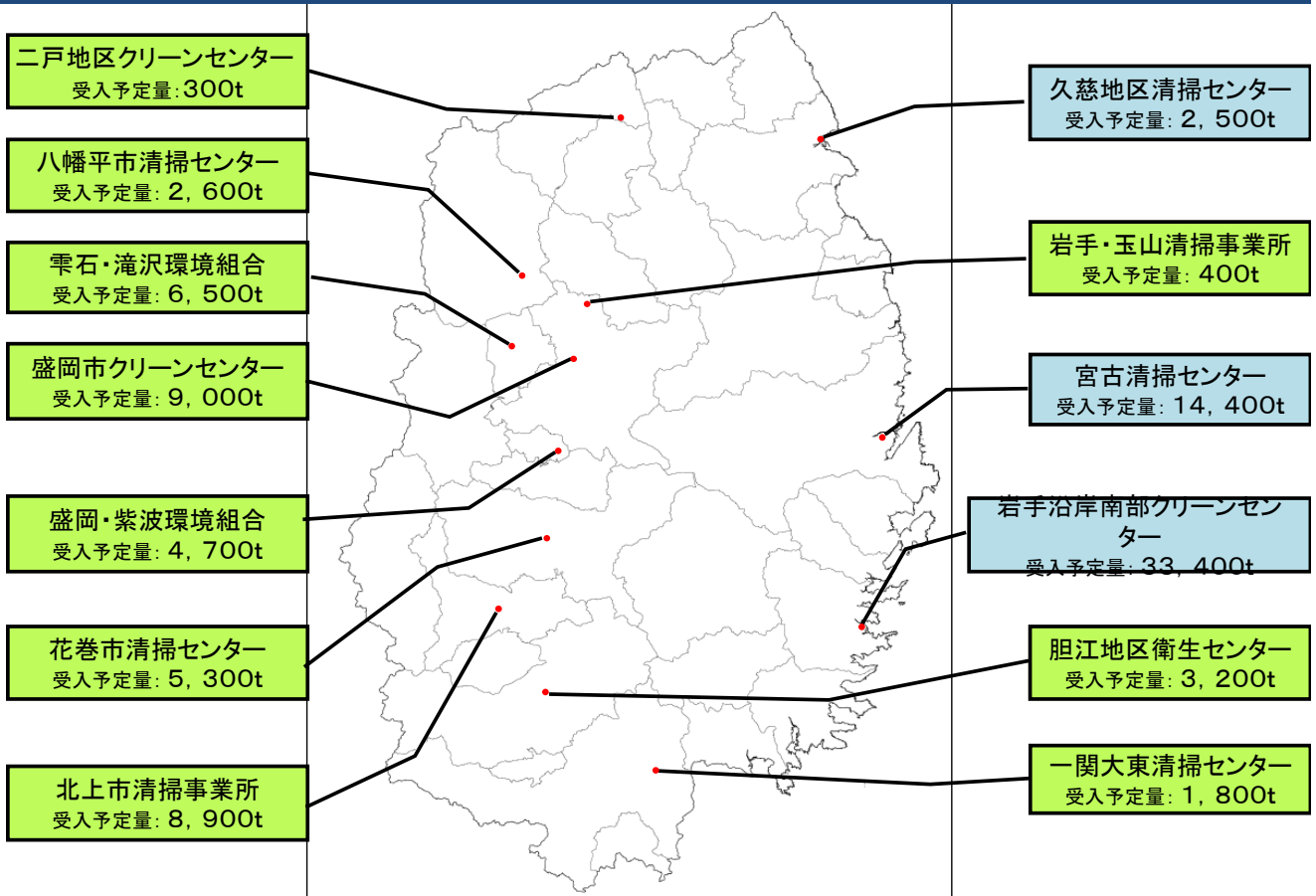


セメント原料とする上で支障となる塩素濃度を、0.5%程度から0.1%以下に下げするための除塩施設を工場構内に設置

陸前高田市 乾式・湿式分級施設



県内施設における処理状況



広域処理が必要な理由

3年での処理計画

- ・被災地の復旧・復興のためには、災害廃棄物の迅速な撤去・処理が大前提
- ・環境省のマスタープランによる位置付け（平成26年3月までの処理）

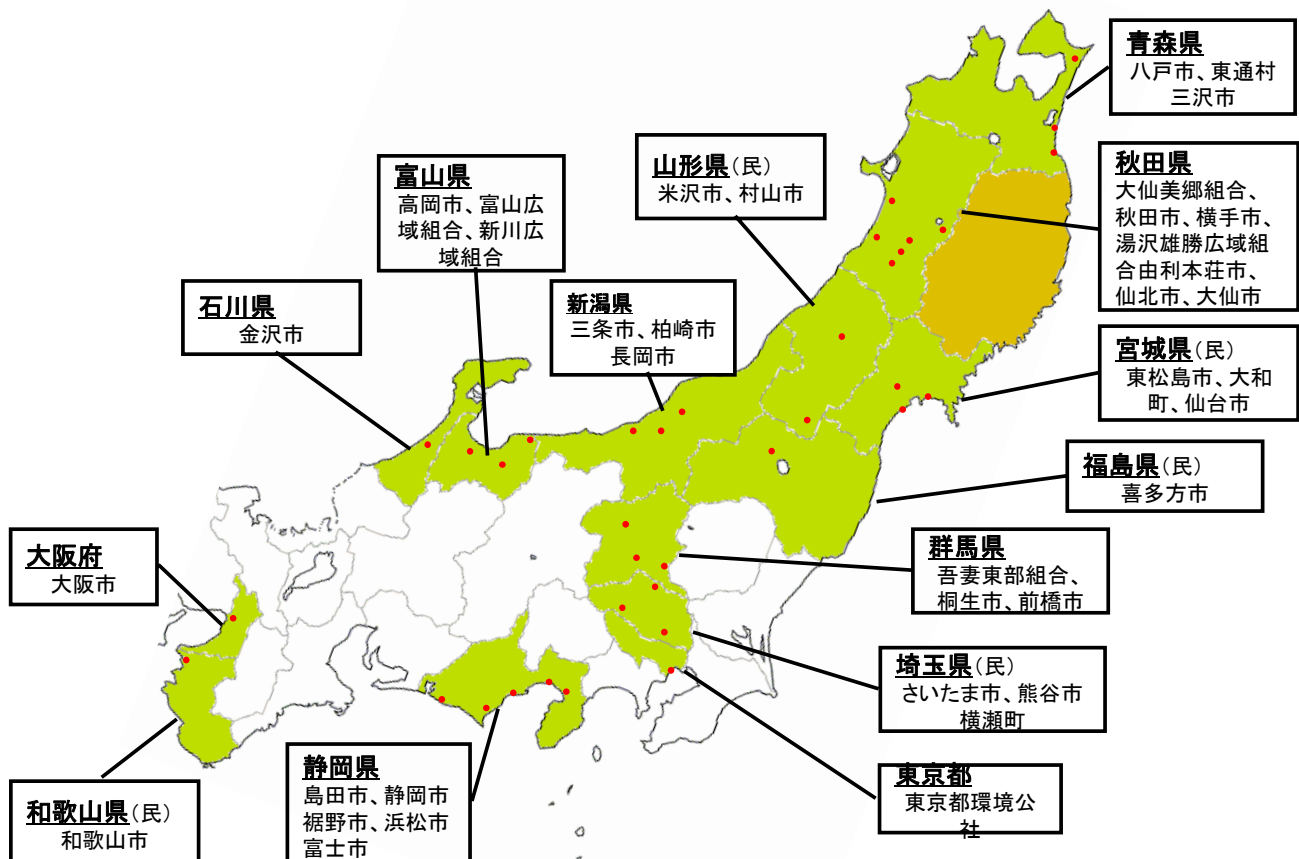
処理能力の不足

- ・県内既存施設では5年以上必要

最終処分場の容量不足

- ・仮設焼却炉を作っても焼却灰の処理が困難
- ・大量の不燃物の発生

広域処理の状況

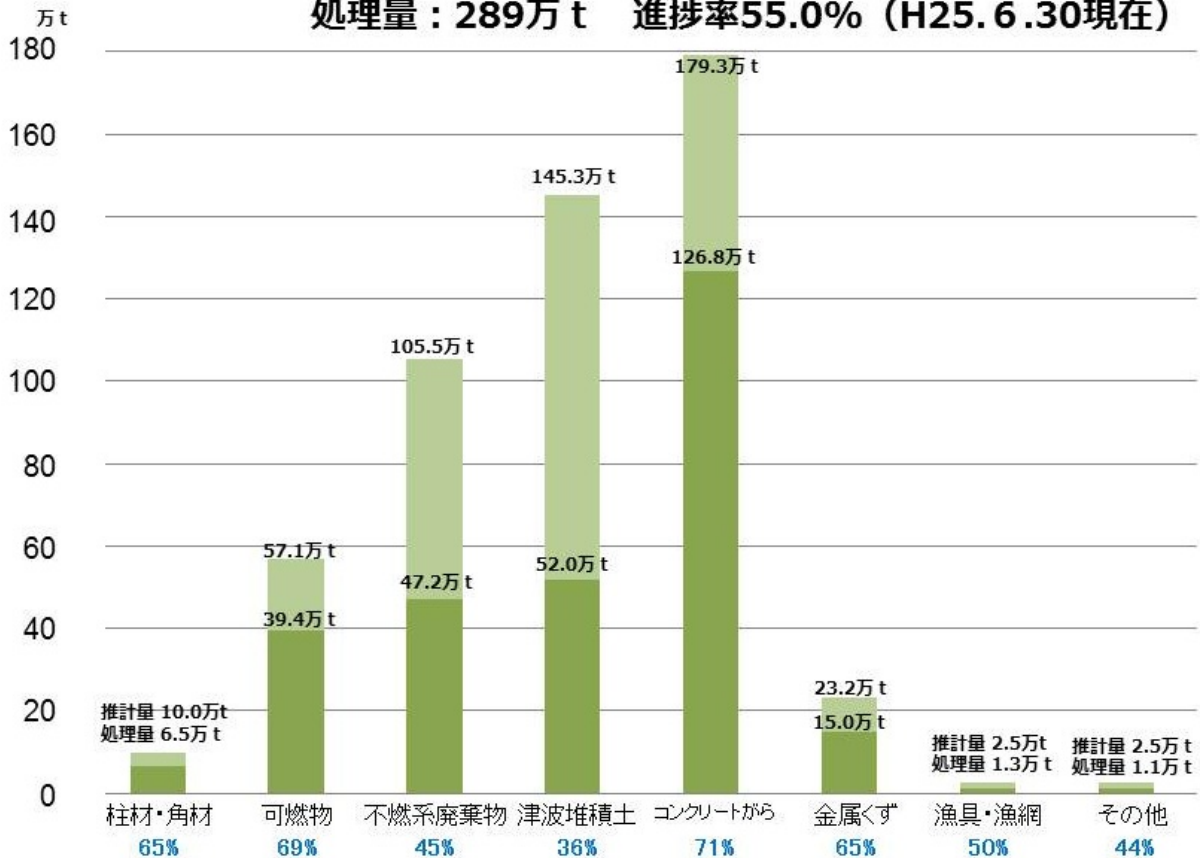


(平成25年6月30日現在)

災害廃棄物処理の進捗状況

岩手県全体の推計量：525万 t

処理量：289万 t 進捗率55.0% (H25.6.30現在)



廃棄物特別対策室の人員

室長

→ 課長

→ 担当課長2名

- ・ 計画班(広域処理の調整、処理計画作成)
- ・ 処理技術班(処理困難物、復興資材調整)
- ・ JV班(JVとの調整、設計)
- ・ 管理班(契約、査定)

合計20名

(うち、派遣職員6名)

名古屋市2名、新潟市、福岡県、福岡市、三重県

【名古屋市の派遣職員サポート体制】

- ① 月1回程度、帰名報告させるための予算措置
- ② 派遣職員を同一宿舎とするなど、孤立しないための対策
- ③ 後方支援担当職員が派遣職員の要望・意見を聴取し、派遣先自治体と調整
- ④ 「健康状況チェック表」によるメンタル状況を把握し、産業医や臨床心理士面談の実施
- ⑤ 幹部職員が被災地の状況を把握するとともに、職員の激励を実施

三陸復興

岩手は必ず復興を果たします。
皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



平成25年9月
岩手県